

こちらの文書及び申請書は、年度初めに配布しております。追加で申請される際に、添付の申請書をご活用ください。

医薬品使用の介助について

本校では、主治医が医薬品使用の介助を教員ができることを確認し、保護者が具体的に学校へ依頼していることを条件に、内服介助や坐薬の挿入等の医薬品使用の介助を行っています。

申請は年度ごとになりますので年度初めに申請書を配布します。下記の確認事項をご確認、ご理解の上、医薬品使用の介助実施申請書（各様式）を担任へ提出をお願いいたします。

1. 定時の内服介助の申請について（様式①）

●申請書の内容を確認した上で、担任が内服の介助をいたします。

※ 注意事項

- * 医薬品使用介助の対象となるのは、医師に処方された薬に限ります。
- * 市販薬は副作用等予想が困難なため安全管理上、原則保護者による内服介助となりますので、ご協力をお願いします。
- * 薬はその日の分のみ（必要な場合は予備分）持参し、薬の袋に名前の記入をお願いいたします。管理上、薬の予備は学校に保管できませんのでご了承ください。
- * 定期内服薬の量や内容の変更があった際には、必ず担任に連絡し、申請内容の変更・確認をお願いいたします。また、内容によって保護者実施の期間を設ける場合もあります。
- * 臨時的に内服薬や軟膏塗布、点眼等の申請がある場合は、医薬品の使用の介助実施申請書(臨時・その他)に記入し申請してください。(様式②-2)

2. 緊急時の坐薬使用について（様式②-1）

- 緊急時に坐薬の使用が必要な場合、保健室で坐薬を預かり保管いたします。
- 保健室で預かる坐薬は、発作や発熱時など体調の変化が見られた際に保護者に連絡し、確認のうえ緊急対応として使用します。
- 坐薬の預かりを希望される場合は、医薬品使用の介助実施申請書（緊急時・坐薬）を提出してください。（主治医の指示を受けた月日の記入漏れがない様お願いいたします）
- 預かる坐薬は毎年、年度初めに新しいものと交換いたしますので、申請書とあわせて坐薬を提出してください。

3. 留意点

緊急時の坐薬を使用した場合や、登校前の定時内服薬を飲ませていなかったり昼分の定時内服薬を持たせていない場合は、体調の変化が考えられるため、安全管理上スクールバスでの下校はできません。保護者のお迎えをお願いしています。ご協力をお願いいたします。

ご不明な点等ありましたら、ご連絡ください。

南福岡特別支援学校 保健室